デイサービスセンターかりん 運営規程

（指定通所介護 及び 指定１日型デイサービス）

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンターかりん（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定１日型デイサービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、次の各号を基本方針として運営にあたる。

（１）その人らしさを大切にし、生活意欲を増進させ、より豊かな日常生活が送れるよう援助する。

（２）利用者・家族(以下「利用者」という。）にとって信頼できる関係を作り、生活相談についても積極的に行う。

（３）事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

（４）事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（５）前４号のほか、都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し，事業を実施するものとする。

（６）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（７）指定通所介護の提供にあたっては、介護保険第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称 ： デイサービスセンターかりん

（２）所在地 ： 広島県広島市西区小河内町一丁目１３番３号

（従事者の職種・員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する通所介護従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　　１人

管理者は、事業所の通所介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　サービス提供時間を通じて１人以上　（生活相談員又は介護職員のうち１人は、常勤者。）

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通所デイサービス計画又は１日型デイサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。

（３）介護職員　単位ごとに、サービス提供時間を通じて、利用者数が１５人までの場合には１人以上、１５人を超える場合には１５人を超える部分の数を５で割って得た数に１を加えた数以上

介護職員は、通所介護計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

（４）看護職員　単位ごとに１人以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

（５）機能訓練指導員　１人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。※ 生活相談員又は介護職員のうち１人は、常勤者。

（営業日及び営業時間等）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
（１）営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、3 月 31 日(3 月 31 日が日曜の場合は、3 月 30 日)、5 月 3 日から 5 日、8 月 14 から 15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
（２）営業時間：午前 8 時 00 分から午後 5 時 30 分
（３）サービス提供時間：午前 9 時 00 分から午後 4 時 01 分

(利用定員)
第６条　事業所の利用者の定員は、３２名とする。

(指定通所介護等の提供方法及び内容)
第７条　指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン、（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。
（１）サービス計画等の作成
（２）指定通所介護等の提供
① 日常動作訓練　② 相談援助等のサービス ③ 利用者の健康管理、急病負傷等の対応
④ 介護サービス　⑤ 食事の提供　⑥ 入浴介助サービス　⑦ 送迎サービス
⑧ アクティビティ・サービス(レクリエーション・体操・制作活動・行事的活動等)

（利用料等）
第８条　指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定１日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとする。当該、指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は, 介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
２　前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
（１）次条の通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
通常の事業の実施 地域を越えた地点から居宅まで１㎞につき２０円
（２）食費の提供に要する費用　１食あたり　５００円(おやつ代含む)
（３）おむつ代　１回につき　１００円
（４）その他の原材料費（行事費等）　実費相当分
３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に著名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、広島市西区及び中区とする。

（衛生管理等及び従事者等の健康管理等）
第１０条　事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
２　事業所において感染症等が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
（１）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する衛生委員会を月１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３）　事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
３　従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を通所介護従事者と確認し､心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　通所介護従事者は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合,利用者の避難等の措置を講ずるほか管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

３　利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は､損害賠償を速やかに行うものとする。

４　管理者は、日頃から緊急時に備えた対策や設備等の点検を行う。

（非常災害対策）

第１３条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、日頃から周辺関係者との連帯を密にし、非常災害時には速やかに通報するとともに、地域住民の協力が得られるよう連携に努めるものとする。

（相談・苦情対応）

第１４条　提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

（利用者等の虐待防止のための措置）

第１５条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のため虐待防止委員会・身体拘束適正委員会(PC オンライン等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待防止に関する研修会を定期的に実施し、研修結果を従事者に周知し意識の向上を図る。

（４）前３号に掲げる措置を適正に実施するための担当者の設置

（５）事業団のサービス向上委員会の意見を聞き、第三者の声に耳を傾け改善する姿勢を常に持つ。

（６）虐待は絶対に許されないという認識を常に確認し合う。

（７）利用者の家族との信頼関係を深め、虐待のサインを見逃さないよう努める。

（８）虐待が疑われる事例を発見した場合、些細なことでも、その情報を職員間で共有し、必要に応じ、地域包括支援センター・広島市に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第１７条　事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

２　事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護等の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業所は、通所介護従事者の質的向上を図るために、研修の機会を積極的に設けるとともに、業務体制を整備する。

２　通所介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従事者の就業環境が害されることを防止するため、就業規則等により方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、指定通所介護等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は 文書又は電磁的記録等の方法により保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者(管理職)との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、２０００年4月１日から施行する。

２０００年１１月２９日 一部改訂　営業日
２００３年　6月２５日 一部改訂　利用定員・従業員の員数
２００３年１０月　８日 一部改訂　従業員の員数・利用料その他の費用の額
２００５年　４月　１日 一部改訂　従業員の員数・営業日及び営業時間
２００５年１０月　１日 一部改訂　食費
２００７年１０月１１日 一部改訂　利用定員・従業員の員数
２０１２年　４月　１日 一部改訂　営業日・営業時間・サービス提供時間
２０１３年　４月　１日 一部改訂　事業の目的、事業の運営の方針、従業員の職種・員数及び職務内容、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容、利用料その他の費用の額、苦情処理
２０１４年　１月　１日 一部改訂　従業員の職種・員数及び職務内容、
一部改訂　利用者等の虐待防止のための措置に関する事項　以下繰下
一部改訂　その他運営に関する重要事項　３を追加　以下繰下
２０１４年　８月　７日 一部改訂　従業員の職種・員数及び職務内容、営業日及び営業時間
２０１５年　２月　１日 一部改訂　従業員の職種・員数及び職務内容、営業日及び営業時間
２０１５年　４月　１日 一部改訂　従業員の職種・員数及び職務内容、利用定員
２０１５年１１月１３日 一部改訂　利用料その他の費用の額　２の４を追加 以下繰下
２０１６年　３月１５日 一部改訂　指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員
２０１６年　４月　１日 一部改訂　従業員の職種・員数及び職務内容
２０１６年　６月　１日 一部改訂　指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員
２０１６年１１月１５日 一部改訂　従業員の職種・員数及び職務内容、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員
２０１６年１２月２０日 一部改訂　事業の運営の方針、従業員の職種・員数及び職務内容
２０１７年　４月　１日 一部改訂　従業員の職種・員数及び職務内容、利用料その他の費用の額
２０１７年　４月　２日 一部改訂　従業員の職種・員数及び職務内容
２０１７年１１月１６日 全面改訂
２０１８年　４月　１日 一部改訂　事業の目的、従事者の職種・員数及び職務内容、営業日及び営業時間等、指定通所介護等の提供方法及び内容、利用料等
２０１８年　９月　１日 一部改訂　従事者の職種・員数及び職務内容、利用定員
２０２０年　１月１５日 一部改訂　従事者の職種・員数及び職務内容、営業日及び営業時間等
２０２３年　９月　１日 一部改訂　従事者の職種・員数及び職務内容、利用料等

２０２４年　４月　１日 一部改訂　事業の運営の方針、従事者の職種・員数及び職務内容、営業日及び営業時間等、衛生管理等及び従事者等の健康管理等、非常災害対策、利用者等の虐待防止のための措置、業務継続計画の策定等、地域との連携等、その他運営に関する重要事項

２０２５年　７月　１日 一部改訂　従事者の職種・員数及び職務内容、利用者等の虐待防止のための措置